

 <p>千葉開府 Road to 900 since 1126</p>	令和4年1月14日
	【協定の締結に関すること】 建設局建設総務課 電話245-5363 内線3311
	【協定の内容に関すること】 建設局土木部土木管理課 電話245-5388 内線3371

新光重機株式会社と「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」を締結しました

千葉市では、災害時に備え、新光重機株式会社と「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」を締結しましたので、お知らせします。

1 趣旨

千葉市域で地震、風水害等による災害が発生、又は発生する恐れがある場合の応急対策及び災害復旧等に必要となる建設機材の不足が生じる恐れがある。

このたび新光重機株式会社から社会貢献策の一つとして、災害時に建設機械等のレンタル機材を提供することができる旨の申し出があったことから、協定を締結するもの。

2 協定締結先及び締結日

(1) 協定締結先

新光重機株式会社 代表取締役 なかお 中尾 しげあき 繁昭

(住所：千葉市中央区塩田町239番地9)

(2) 協定締結日

令和4年1月14日（金）

3 協定内容（※詳細については、別紙「協定書」参照）

災害時の応急対策及び災害復旧等に必要となるレンタル機材の提供

4 期待される効果

新光重機株式会社は建設機械等のレンタル機材を扱っているため、災害時に本市で機材が不足する場合、速やかに機材の提供を受けることができ、災害からの早期復旧及び被害の拡大防止に資することが期待できる。

5 その他

新光重機株式会社と自治体との災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定締結は、本市が2例目となる（1例目：長生村 令和3年9月10日協定締結）。